

# 大町市定住促進協働会議 令和4年度結婚支援事業業務委託仕様書

## 1 趣旨

本仕様書は、大町市定住促進協働会議（大町市結婚支援事業実行委員会）が実施する令和4年度結婚支援事業業務（以下、事業とする。）について、委託する業務（以下、業務とする。）の内容を示すとともに、業務の実施にあたって必要な事項を定める。

## 2 事業期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 3 事業の内容

### (1) 名称

令和4年度結婚支援事業業務「信濃大町アウトドアフォトウェディング」

### (2) 実施主体

大町市定住促進協働会議（大町市結婚支援事業実行委員会）（以下、発注者とする。）

### (3) 目的

市の豊かな自然を生かしたアウトドアフォトウェディングを通じ、市内外に魅力をPRするとともに、本事業で撮った素材を活用することで、若い世代に結婚への憧れを持ってもらうことを目的とする。

### (4) 撮影参加者応募要件

- ① 市内に在住、撮影日までに転入予定、または大町市に婚姻届を提出
- ② 夫婦の双方が撮影に参加できる
- ③ 天候による撮影日の変更に対応できる
- ④ 令和3年1月1日以降に婚姻届を提出
- ⑤ 撮影したデータを市及び発注者がホームページ等で使用することに同意する

### (5) 撮影時期

3シーズンで撮影を行う

- ① 夏：7月下旬から8月下旬
- ② 秋：10月下旬から11月下旬
- ③ 冬：1月下旬から2月下旬

## 4 業務の内容

### (1) 撮影参加者の選定

発注者が募集した撮影参加希望が2組以上ある場合には、発注者と協力し、撮影参加者の選定を行い、決定する。

(2) 撮影参加者と撮影打合せ

決定した撮影参加者と撮影場所、撮影日及び当日の衣装等の調整を行う。撮影場所の撮影許可を地権者に行い、トラブルが発生しないように留意すること。

(3) 撮影

カメラマン、移動車両、ヘアメイク及び衣装を手配し、安全かつ円滑に撮影を行う。撮影日は1日とし、1日で周れる場所であれば複数箇所で撮影可能とする。

(4) 撮影データの提供

撮影したデータは、撮影日から2月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに納品すること。受注者から提出された写真データに関する一切の権限は全て発注者が有するものとし、今後、写真データの全部又は一部を、PRなどにおいて活用できるものとする。

5 業務の管理体制

(1) 業務の管理責任者を1名定めること。

(2) 受注者は、業務に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の用途を明らかにしておかなければならない。

6 経費等

(1) 対象とする経費

(2) 撮影に係る以下の費用を対象とする。ただし、以下に記載のない経費については、発注者と協議し、対象の可否を決定する。

	経費の内容
事業費	撮影に係る費用 打合せ等にかかる人件費、衣装代、撮影に必要な小物代 カメラマン手配にかかる費用、撮影場所にかかる費用 移動手段にかかる費用、ヘアメイク費用、写真加工費

7 支払いについて

業務終了後一括請求とする。

8 その他

(1) 業務により知り得た情報は、業務の実施についてのみ利用し、他の目的に利用しないこと。本業務の事業期間が終了した後も同様とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度発注者に協議のうえ処理すること。

(3) 業務に関する詳細な内容については、本仕様書に基づき、受注者の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合せにより、発注者及び受注者双方合意の上、決定することとする。